

船井郡衛生管理組合  
災害廃棄物処理計画

平成27年3月改定

船井郡衛生管理組合

# 船井郡衛生管理組合災害廃棄物処理計画目次

1. 計画策定に係る基本的事項	1
① 目的	1
② 対象地域	1
2. 住民・事業者、構成市町、組合の役割	1
① 住民・事業者の役割	1
② 市・町の役割	1
③ 組合の役割	2
3. 災害廃棄物処理体制	2～5
① 災害発生時の組合体制	2
② 連絡体制	2
③ 処理フロー	3
④ 分別方法及び受入基準	3～4
⑤ 各仮置場での対応	4
⑥ 計量・その他	4
⑦ 処理方法	4～5
⑧ 非常時の対応	5

## 1. 計画策定に係る基本的事項

### ① 目的

地震や台風等によって起こる大規模な災害時には、がれき、粗大ごみ等のあらゆるごみが大量に発生することが予想されるとともに、日常の生活ごみについても、道路交通の混乱やライフライン設備等の被害、また、廃棄物処理施設の稼働停止などにより処理の困難な状況が想定されるため、災害時の管内住民の生活環境保全並びに災害復旧を迅速に行えるよう「船井郡衛生管理組合災害廃棄物処理計画」を策定するものとする。

### ② 対象地域

構成市町村名	南丹市及び京丹波町
面積	919.38km <sup>2</sup> 【南丹市:616.31km <sup>2</sup> 、京丹波町:303.07km <sup>2</sup> 】
人口	49,417人(平成26年4月1日現在) 【南丹市:33,610人、京丹波町:15,807人】
世帯数	20,338世帯(平成26年4月1日現在) 【南丹市:13,892世帯、京丹波町:6,446世帯】

## 2. 住民・事業者、構成市町、組合の役割

### ① 住民・事業者の役割

- ア. 住民・事業者は、豪雨等で浸水が予測された段階で、避難の準備を行うとともに家財を2階に上げるなどの予防策を講じ、被害を最小限に食い止めるよう努力する。
- イ. 住民・事業者は、災害廃棄物の排出に当たり、南丹市(以下、市という。)  
京丹波町(以下、町という。)及び船井郡衛生管理組合(以下、組合という。)の排出方法(仮置場、分別方法など)を厳守し、収集・運搬・処理がスムーズに行えるよう協力すること。

### ② 市・町の役割

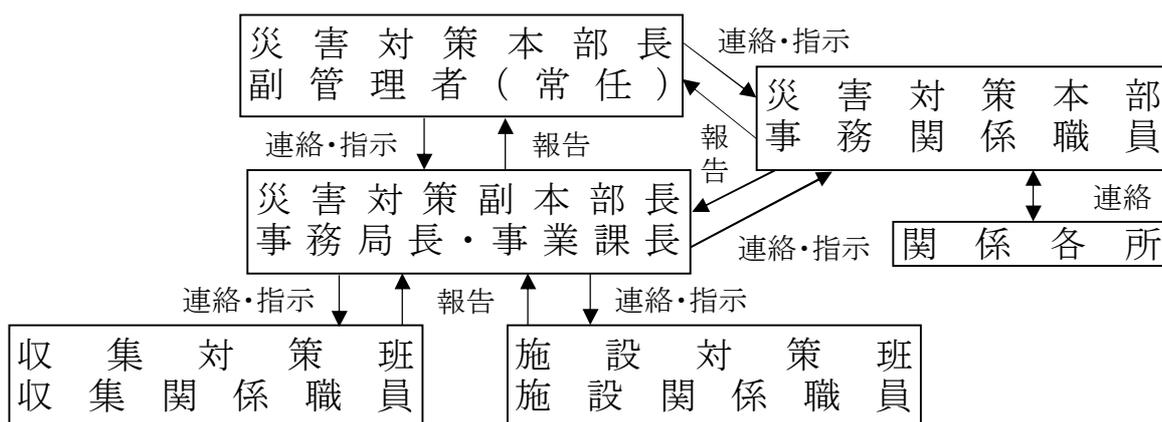
- ア. 市・町は、災害発生の状況把握を行うとともに、災害廃棄物の発生量を推測し組合と処理方法等について検討を行い、迅速に決定する。
- イ. 市・町は、処理方法等の決定後、速やかに災害廃棄物の排出方法等を広報により住民等へ周知する。
- ウ. 市・町は、組合と連携を図り、災害廃棄物の仮置場の管理その他について、環境保全に配慮し、迅速かつ効率的に廃棄物の処理が行えるよう努力する。

### ③ 組合の役割

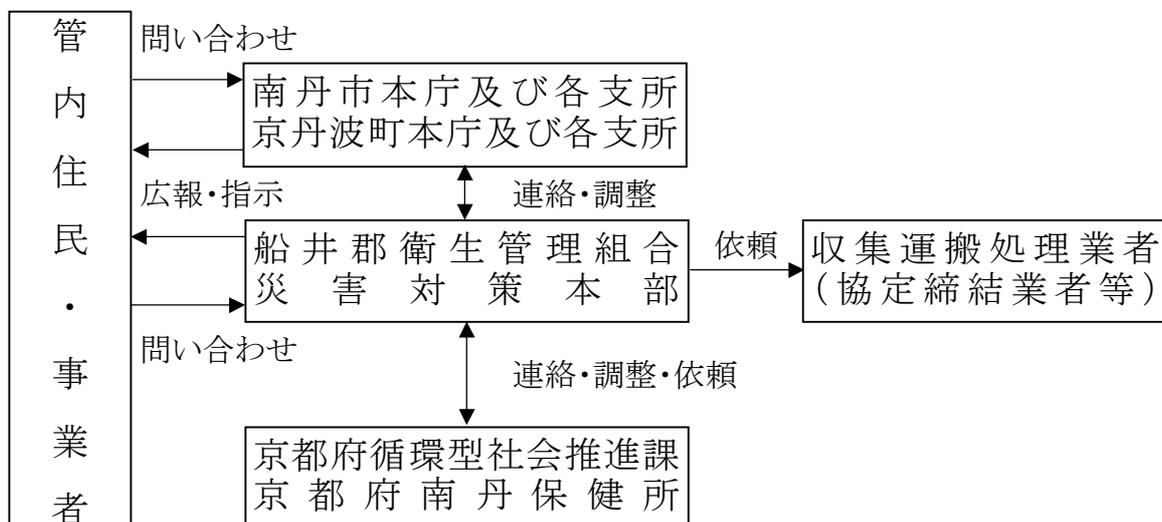
- ア. 組合は、自ら又は市・町を介して災害発生状況の把握を行うとともに、災害廃棄物の発生量を推測し、市・町と処理方法等について検討を行い、迅速に決定する。
- イ. 組合は、処理方法等の決定後、速やかに災害廃棄物の排出方法を市・町を介して住民等へ周知する。
- ウ. 組合は、市・町、京都府及び関連業者と連携を図り、災害廃棄物の仮置場の管理その他について、環境保全に配慮し、迅速かつ効率的に廃棄物の処理が行えるよう努力する。
- エ. 組合は、災害により管内の一般廃棄物処理施設に重大な被害を受けた場合など処理が困難になったときは京都府及び他自治体に応援要請を行う。

## 3. 災害廃棄物処理体制

### ① 災害発生時の組合体制

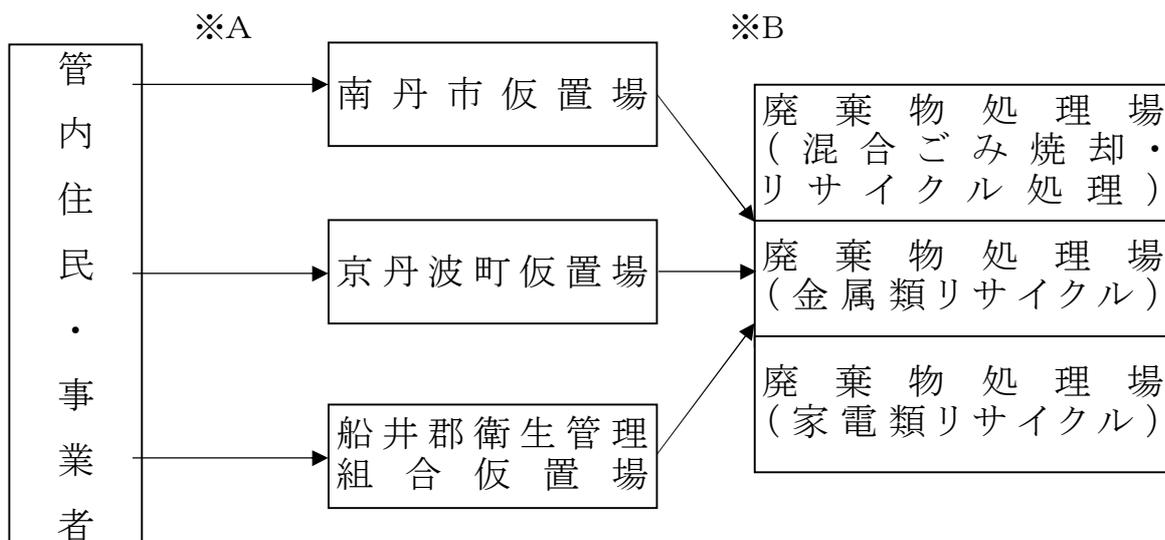


### ② 連絡体制



### ③ 処理フロー

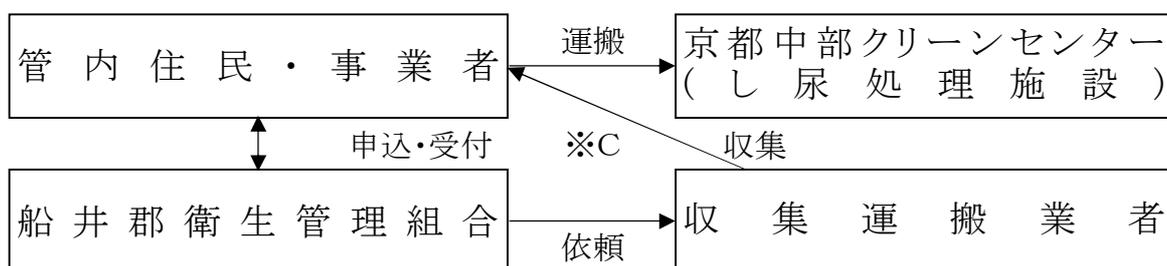
#### 【ごみ】



※A ……原則として住民・事業者自らが運搬を行うが、状況により市・町、組合もしくは委託業者が運搬を行う。

※B ……市・町、組合もしくは委託業者が積込・運搬を行う。

#### 【し尿】



※C ……住民・事業者からのし尿汲取り申込みを組合が受け付け、それを委託業者に依頼するが、その際、依頼者から水没等の被害申告があったものについて優先するよう指示する。また、状況により組合が収集運搬を行う。

### ④ 分別方法及び受入基準

#### 【ごみ】

災害時には、あらゆる種類の廃棄物が大量に発生すると予測され、平常時とは違い状況的に分別して搬入することは困難と思われるため、生ごみ及び処理困難物を除く災害による家庭系一般廃棄物全般について、混載で受け入れることとする。ただし、仮置場には種類ごと(混合ごみ・金属類・家電類等)の仮置きスペースを設けておきできるだけ分別して仮置きすることとする。また、事業系一般廃棄物については、家庭系以上に多量の廃棄物の搬入が予想されるため、災害の規模によっては家庭系とは別扱いとし、市・町の各仮置場では受け入れず、組合の仮置場のみの受付とする。

### 【し尿】

処理フローとしては通常とし尿汲取り体制と変わりなく行うことになるが、災害分については便槽から溢れるなど公衆衛生に影響を与えることが予想され、通常分より優先的に収集運搬を行うこととする。

また、大規模災害時には、避難所などに大量の仮設トイレの設置が予想されるがそれについても、通常体制の中で優先して対応する。

## ⑤ 各仮置場での対応

### 【ごみ】

それぞれの仮置場において、基本的に市・町及び組合の職員が数名常駐し、災害廃棄物を搬入される住民等の誘導や積み下ろしなど対応にあたる。

また、地域の環境保全には十分配慮し、臭気などが出ないように長期滞留を避け順次、すみやかに処理場へ運搬できるよう準備を行う。

なお、災害に便乗して通常のごみを持ち込まれることが予想されるので、そのようなことが無いようにチェックを行う。

## ⑥ 計量・その他

### 【ごみ】

それぞれの仮置場に搬入される災害廃棄物をその場で計量することは困難なため処理場への搬入時に計量を行うこととし、各仮置場ごとの実績を把握する。

### 【し尿】

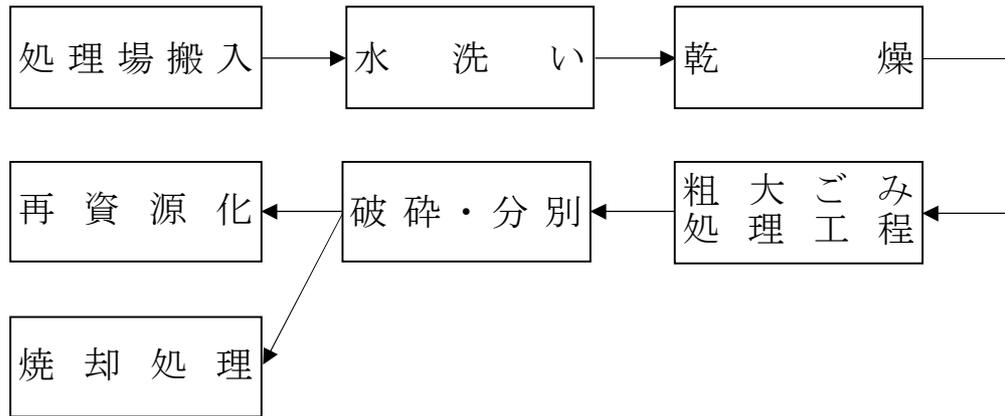
通常と同じく京都中部クリーンセンター(し尿処理施設)で計量を行い、手数料についても通常通り徴収する。

## ⑦ 処理方法

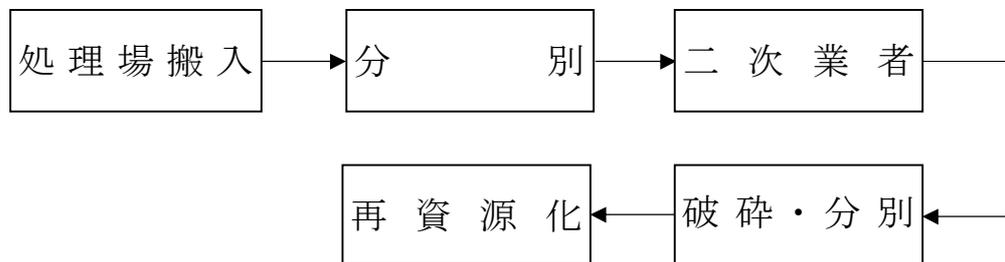
### 【ごみ】

生ごみ及び困難物を除いた災害廃棄物全般の受け入れを行うため、分別している通常の廃棄物とは違い、また、処理量も多量になるため、処理については困難になることが予想される。そのような状況ではあるが、衛生的な問題もあり、迅速に処理を進めなければならない、基本的に平常時の処理委託業者(協定等締結)の協力を得て処理を行うこととするが、賄いきれない場合には京都府等へ要請を行うなど、柔軟に対応策を講じる。なお、処理工程のイメージを次に示す。

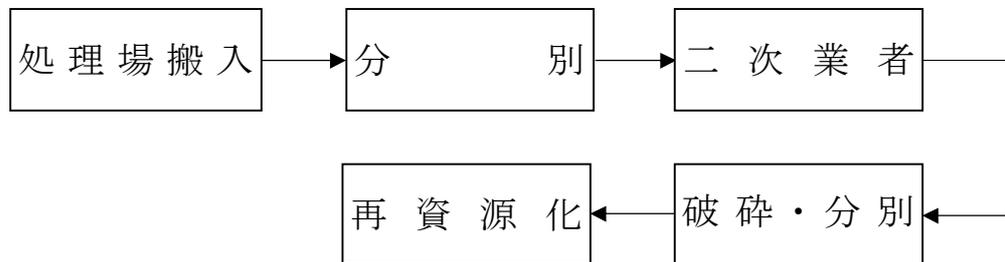
(混合ごみ)



(金属類)



(家電類)



### 【し尿】

通常通り、京都中部クリーンセンター(し尿処理施設)において適正に処理を行う。

### ⑧ 非常時の対応

通常の収集処理業務については可能な限り実施するが、被災の状況によっては行えないことがあるため、その場合は早急に業務が再開できるよう、管内の交通網等の復旧作業に努める。また、委託業者及び組合の施設や設備に被害が及んだ場合は京都府や他自治体または業界団体等に対し、収集・運搬・処理に関して協力要請を行い、管内の環境衛生保全に最善を尽くす。

なお、他自治体より協力要請があった場合は、管内において支障がなく、また、組合のできる範囲で協力を行うこととする。

## 資料1

平成16年度(台風23号)、平成25年度(台風18号)及び平成26年度(台風11号)の  
大雨で発生した災害廃棄物の仮置場

## 【南丹市】

町名	年度	場所	数
園部町	H16	京都中部クリーンセンター	1
	H25	横田住宅地内、新町公園、かわせみ大橋下、西部浄化センター、京都中部クリーンセンター	5
	H26	京都中部クリーンセンター	1
八木町	H16	京都中部クリーンセンター	1
	H25	八木保健センター、京都中部クリーンセンター	2
	H26	京都中部クリーンセンター	1
日吉町	H16	京都中部クリーンセンター	1
	H25	片野グラウンド、殿田浄化センター、京都中部クリーンセンター	3
	H26	京都中部クリーンセンター	1
美山町	H16	京都中部クリーンセンター	1
	H25	美山やすらぎの広場奥、棚野川浄化センター、京都中部クリーンセンター	3
	H26	京都中部クリーンセンター	1

## 【京丹波町】

町名	年度	場所	数
旧丹波町	H16	京都中部クリーンセンター	1
	H25	富田地区農集排処理施設横、旧須知小学校グラウンド、蒲生区集落センター、京都中部クリーンセンター	4
	H26	京都中部クリーンセンター	1
旧瑞穂町	H16	京都中部クリーンセンター	1
	H25	森のふれあい広場、京都中部クリーンセンター	2
	H26	京都中部クリーンセンター	1
旧和知町	H16	京都中部クリーンセンター	1
	H25	町営バス車庫、京都中部クリーンセンター	2
	H26	京都中部クリーンセンター	1